

していしょうがいしゃしえんしせつ まつやまふくしえん じゅうようようじせつめいしよ
指定障害者支援施設 松山福祉園 重要事項説明書

1. 事業所経営法人の概要

名 称	社会福祉法人 福角会
法人所在地	愛媛県松山市福角 町 甲 1 8 2 9 番地
電話 番 号	0 8 9 - 9 7 8 - 5 8 5 5
代表者氏名	理事長 山崎 隆

2. 事業所の概要

名 称	障害者支援施設 松山福祉園		
施設所在地	愛媛県松山市権現町甲 1 4 1 番地		
指定年月日	平成 2 4 年 4 月 1 日		
事業所番号	3 8 1 0 1 0 0 5 6 4		
施設の運営方針	利用者に対し、その自立と社会活動への参加及び地域移行を促進する観点から必要な援助及びサービスの提供を行います。		
施設の種類の	施設入所支援	就労移行支援事業	生活介護事業
事業の目的	施設入所を利用される方に、主として夜間において、食事・入浴等の支援及び生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援を行う。	就労を希望する方（65歳未満）で、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練・支援を行うとともに、適性に応じた職場の開拓、就職後の職場定着のための支援を行う。	自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、生産活動等の機会その他の身体能力又は生活能力の向上のための必要な日常生活上の支援を行う。
主たる対象者	知的障害者	知的障害者	知的障害者
定 員	4 0 名	1 5 名	2 5 名
管理者氏名	芳野 妙		
サービス管理責任者	石丸 雄策		
建 物	構造：鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 3階建 面積 入所棟：2, 1 5 6 . 00 m ² 作業棟		
電話 番 号	0 8 9 - 9 7 9 - 4 5 6 6		
FAX	0 8 9 - 9 7 9 - 3 4 1 2		
メー ル	m a t u f u k u @ p o e m . o c n . n e . j p		
施設開設年月日	昭和 5 7 年 4 月 1 日		
併 設 事 業	就労継続支援B型・就労定着支援・共同生活援助・短期入所・日中一時		
第三者評価実施状況	実施状況；有 実施年月日；令和 4 年 1 0 月 2 5 日・2 6 日		

	ひょうかきかん えひめけんしゃかいふくしきょうぎかい 評価機関；愛媛県社会福祉協議会 けっか かいじ 結果の開示； 社会福祉法人福角会ホームページ (https://www.hukuzumikai.com) えひめけん ほーむぺーじ 愛媛県ホームページ わむねっとほーむぺーじ WAMNETホームページ
--	--

3. 事業所の設備等の概要

① 利用者の寮（単位 m^2 ）

室名／階	2階（男性）	3階（女性・一部男性）
居室（個室）	22室(11.45～14.85)	18室(11.7～14.85)
居室収納	各居室(1.8)	各居室(1.8)
ベランダ	各居室；有	各居室；有
居室冷暖房	各居室；有	各居室；有
居室テレビ	各居室；無	各居室；無
短期入所室	1室(13.50/収納含)	1室(13.50/収納含)
娯楽室	1室(13.50)	1室(13.50)
娯楽スペース	フリースペース(13.50)	フリースペース(13.50)
浴室 1	1室(13.99)	1室(13.99)
浴室 2	1室(5.57)	1室(5.57)
脱衣室	1室(18.29/失便室含)	1室(18.29/失便室含)
トイレ・洗面・洗濯室	3室(40.65)	4室(50.05)
多目的トイレ	1室(6.78)	2室(14.42)
湯沸室	1室(5.33)	1室(5.33)
電話ボックス	1室 (1.97)	1室 (1.97)
喫煙室	1室 (2.34)	1室 (2.34)
スタッフルーム・仮眠室	1室 (12.3)	1室 (12.29)

② 医務室部分（3階（単位 m^2 ））

医務室	1室(18.12)	静養室	1室(5.70)	トイレ	1室(2.73)
-----	-----------	-----	----------	-----	----------

③ 食堂部分（1階（単位 m^2 ））

食堂	1室 (142.66)	調理室	1室 (30.46)	検収室	1室 (9.52)
下処理コーナー	1室 (10.59)	洗浄室	1室 (10.87)	食品庫	1室 (4.62)
準備室	1室 (5.75)	休憩室	1室 (12.70)	洗面所・トイレ	1室 (4.65)

③ その他設備（1階（単位 m^2 ））

多目的室	1室 (53.87)	園長室	1室 (24.14)	相談室 1	1室 (13.50)
相談室 2	1室 (13.50)	事務所	1室 (23.25)	支援員室	1室 (62.51)
多目的トイレ	1室(6.97)	女性化粧室・トイレ	1室(4.33)	男性化粧室・トイレ	1室(8.78)
女性更衣室	1室(7.69)	男性更衣室	1室(4.95)	防災備品庫	1室(13.50)
備品庫	1室(6.99)	書庫	1室 (7.73)	階段下倉庫	3室 (14.42)
倉庫	1室 (10.85)				

④ 作業棟

てつ　こう　ぶ 鉄　工　部	就　労　移行支援	1　室　(134.05)	
	就　労　継続支援B型	1　室　(98.22)	
	生活介護	1　室　(144.00)	
	事務所・食堂・休憩室	2　室　(57.96)	
	男性更衣室	1　室　(5.90)	
	女性更衣室	1　室　(4.33)	
	男女トイレ	2　室　(9.37)	
かくしゅせいひんせいぞうぶ 各種製品製造部	生活介護	1　室　(53.87)	
せい　か　せい　ばん　ぶ 製菓製パン部	就　労　移行支援	1　室　(40.77)	
	就　労　継続支援B型	1　室　(77.30)	
	男性更衣室	1　室　(4.20)	
	女性更衣室	1　室　(5.00)	
	男女トイレ	2　室　(7.93)	
はいしょく　さー　び　す　ぶ 配　食　サー　ビス　部	就　労　移行支援	1　階　1　室　(69.32)	
		2　階一部　(39.50)	
	就　労　継続支援B型	2　階一部　(44.45)	
と　い　れ ト　イ　レ	2　室　(4.7)	更　衣　室	1　室　(8.1)

4. 従業員の配置状況

《主な従業員の配置状況》

しよく しゅ 職 種	じょうきん 常 勤	ひじょうきん 非常勤	いんすう 員数
かんりしや 管理者	1 名	—	1 名
さーびすかんりせきにんしや サービス管理責任者	1 名	—	1 名
い し しよくたく 医師（嘱託）	—	1 名	1 名
じむいん 事務員	—	2 名	2 名
ちょうりいん 調理員	4 名	—	4 名
えいようし 栄養士	1 名	—	1 名

【就労支援移行支援】

しよく しゅ 職 種	じょうきん 常 勤	ひじょうきん 非常勤	いんすう 員数
しゅうろうしえんいん 就 労 支援員	2 名	—	2 名
しよくぎょうしえんいん 職 業 支援員	3 名	—	5 名
せいかつしえんいん 生活支援員	2 名	—	

【生活介護】

しよく しゅ 職 種	じょうきん 常 勤	ひじょうきん 非常勤	いんすう 員数
せいかつしえんいん 生活支援員	1 3 名	5 名	2 0 名
かんごし 看護師	2 名	—	

【施設入所支援】

職 種	男性	女性	員数
生活支援員・看護師	1名	1名	2名

5. 主な職種の勤務体制

職 種	主 な 勤 務 体 制			
管 理 者	8：30～17：30			
支 援 員	通常	8：30～17：30	夜勤	14：00～翌10：00
指 導 員	はやで	①6：00～15：00 ②7：30～16：30	おそで 遅出	10：00～19：00
看 護 師	通常	8：30～17：30	おそで 遅出	11：00～20：00
栄 養 士	はやで	6：00～15：00		
調 理 員	通常	9：00～18：00	おそで 遅出	11：00～20：00
	はやで	6：00～15：00		
事 務 員	通常	9：00～15：30		
医 師	13：00～17：00（月1回以上）			

6. サービス提供の内容

(1) 介護給付費・訓練等給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
相談及び支援	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、支援を行います。
排せつ	利用者の状況に応じて、適切な排せつ支援を行うとともに、排せつの自立に向けた適切な支援を行います。
入浴	ご希望があれば入浴することも出来ます。
着脱衣	必要に応じて支援、確認を行います。
整容	確認等個性を尊重した適切な整容の支援を行います。
日常生活支援	日常生活全般について、支援や見守りを行います。
保健医療サービス	必要時応じて投薬その他の必要な管理、記録を行います。 月1回13：00～17：00に医務室で嘱託医による診察や健康相談を受けることができます。来園日は、お知らせします。 <当施設の嘱託医師> 氏名；細田 能希（堀江病院 精神科） 緊急時必要に応じて家族等への連絡、協力医療機関等へ搬送致します。
生産活動	<工賃の支払> 上記の生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。

じっしゅう およ ぎゅうしょく 実習及び求職 かつどうなど しえん 活動等の支援	こうきょうしよくぎょうあんていしょ しょうがいしゃしよくぎょうせん た ー など かんけいきかん れんけい と 公共職業安定所、障害者職業センター等の関係機関と連携を取り ながら職場実習の実施とトライアル雇用、求職活動の支援の実施、 しよくばていちゃく しえん おこな 職場定着のための支援を行います。
しゅうろういこうしえん 就労移行支援	いっばんしゅうろう ひつよう きそたいりよく こうじょう ちしき まな ー どう しゅうどく しえん 一般就労に必要な基礎体力の向上や知識マナー等の習得の支援を おこな じぎょうしょうがいしゅうろうしえん しよくばじっしゅう らい ある こうやうなど 行います。また、事業所外就労支援（職場実習やトライアル雇用等） いっばんしゅうろう む しえん おこな など一般就労に向けての支援を行います。
ほうもんしえん 訪問支援	じょうじさ ー び す りよう りようしや しんしん じょうきよう へんかなど 常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化等により、 かいじょうれんぞく りよう ばあい 5日以上連続して利用できなかった場合は、あらかじめ利用者の同意を え きょたく ほうもん さー び す りよう かん そうだんしえん おこな 得て、居宅を訪問してサービス利用に関する相談支援を行います。
よ か しえん 余暇支援	よ か しえん きかい ていきよう 余暇支援の機会を提供します。

(2) 介護給付費・訓練等給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
しよくじ 食事	〈食事時間〉 ちようしよく さぎょうきゅうじつ 朝食 7：30～ 8：15（作業休日は8：00～8：45） ちゅうしよく 昼食 12：00～13：00 ゆうしよく 夕食 18：30～19：30 えいようし た こんだてひよう えいよう しんしん じょうきよう きぼう しこうとう ※栄養士の立てる献立表により、栄養と心身の状況、希望や嗜好等 こうりよ ぼらえてい とん しよくじ ていきよう を考慮したバラエティに富んだ食事を提供します。
とくべつ しよくじ 特別な食事	きぼう とくべつ しよくじ ていきよう しょうざん ご希望により特別な食事を提供することもできます。（要相談）
かくしゅつ そ など 各種付き添い等	きぼう いりようきかんとく じゅしん くすり う とう ご希望する医療機関等への受診や薬の受け取り等。
よ か かつどう 余暇活動	そうさくかつどうおよ くち ぶかつどう りようなど きぼう おう じっし うるお 創作活動及びクラブ活動・旅行等をご希望に応じて実施します。潤い の生活を送ることができるよう支援を行います。
あずか きんとうかんり 預り金等管理	きぼう りようしやあずか きんきてい もと つうちよう いんかんかんり こづか ご希望により、利用者預り金規程に基づいて、通帳・印鑑管理・小遣 い等の管理サービスを行います。
にちじょう せいかつじょう ひつよう 日常生活上必要と しえん なる支援	きぼう おこな ご希望により行います。 （日用品・被服・寝具類・理美容・予防接種・クリーニング・粗大ご しよぶんなど み処分等）

＜サービスの概要＞

すべてのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。この「個別支援計画」は、利用者の自立生活を支援し、さまざまな課題の解決を目的として本事業所のサービス管理責任者が作成し、サービス担当者会議で確認された後、利用者の同意をいただきます。なお「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。また、必要に応じて随時「個別支援計画」の見直しを行います。

7. 利用料金

(1) 介護給付費・訓練等給付費対象サービスの料金

介護給付費・訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち9割が介護給付費・訓練等給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費・訓練等給付費の給付を市町から直接受け取る（代理受領する）場合、

利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます。

(定率負担または利用者負担額といいます。)

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありませんので(3)利用者負担の軽減について【別表1】をご参照ください。また、障害福祉サービス受給者証をご確認下さい。

(2) 介護給付費・訓練等給付費対象外サービス内容の料金

こ う 項 目	り や う 料 金		
しょくじ いっしょく 食事（一食あたり）	ちやう しょく 朝 食	ちやう しょく 昼 食	ゆふ しょく 夕 食
	480円	570円	570円
とくべつ しょくじ がいちゆうりゆうりなど 特別な食事（外注料理等）	じつ び 実 費		
こうねつすいひ 光熱水費	6,252円／月		
しゅうちやう む しえん ひつよう しょけいひ 就 労 に向けての支援に必要な諸経費	じつ び 実 費		
しこうひん ぜいたくひん 嗜好品・贅沢品	じつ び 実 費		
いりようき かん じゅしん 医療機関の受診	じつ び 実 費		
とくべつ びやういんじゅしんなど かか しょけいひ 特別な病院受診等に係る諸経費 (各種付き添い費を含む)	さん か ひ 参加費	じつ び 実 費	
	こうつうひ 交通費		
	つきそいひ 付添費	じかんない えん (時間内) 600円	
	30分	じかんがい えん (時間外) 700円	
よ か かつどう そうさくかつどう くち ぶ かつどう りようなど 余暇活動（創作活動・クラブ活動・旅行等）	じつ び 実 費		
あすか きんなどかんり さー び す 預り金等管理サービス	10,000円／年		
こ い はそんべんしょうだい 故意破損弁償代	じつ び 実費 かくしゅほけんかにかにゆうしや ほけんほしょうはんい こ ばあい 各種保険加入者は保険補償範囲を超えた場合		
こ ひ ー ひよう コピー費用	まい 一枚	えん 10円	
かくしゅしょうめいしよ ほっこう さいえんしょうめいしよなど 各種証明書の発行（在園証明書等）	ぶ 一部	えん 100円	
にちじようせいかつじようひつよう しょひよう にちようひん 日常生活上必要となる諸費用（日用品・ ひふく り びよう よぼうせつしゅ くり ー にんぐ そだい 被服・理美容・予防接種・クリーニング・粗大 ごみ処分等）	じつ び 実 費		

* 1. 8. 利用料に定める「食費」「光熱水費」については補足給付にて、月あたりの負担額が軽減されます。

2. 食事をキャンセルする場合は、『土曜日・日曜日・祝祭日を含まない3日前の17:00まで』にお申し出ください。『土曜日・日曜日・祝祭日を含まない3日前の17:00まで』にお申し出のない場合、キャンセル料をいただく場合があります。また、特別な食事で外注先の都合でキャンセルできない場合はキャンセル料を頂く場合があります。

例・・水曜日の食事をキャンセルする場合は、3日前が日曜日となります。土曜日・日曜日は日数に含みませんので、キャンセル料のかからないお申し出の日は前の週の金曜日となります。

食事キャンセル料 (原材料費相当額)	朝 食	昼 食	夕 食
	165円	328円	328円
食事キャンセル料 (特別な食事/外注料理等)	実 費		

- * 3. 光熱水費については、年度により変更する場合があります。
- * 4. 介護給付費・訓練等給付費の給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用の負担額を変更します。
- * 5. 特別な病院受診等に係る諸経費の付添費の単価につきましては、利用者1名につき引率者1名で引率を行った場合の費用となります。従って、参加利用者及び引率者が複数の場合は、所要時間に引率人数を掛けたものを参加利用者数で割ったものが、一人当たりの費用となります。
- * 6. 特別な病院受診等に係る諸経費の付添費における（時間内）とは、8：30～17：30までとなります。それ以外の時間につきましては（時間外）の費用が適応されます。
- * 7. その他社会情勢等により著しい物価の変動等があった場合には、料金を変更する場合があります。
- * 9. 工賃が年間288,000円（これを越えた部分の30％を含む）までは、介護給付費・訓練等給付費の定率負担と食費・光熱水費の負担がまったくかからないように工賃控除がなされています。

(3) 利用者負担の軽減について

〔利用者負担に関する月額上限〕

1ヶ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」は、所得（世帯の収入状況）に応じて下表のとおり月額負担上限額が設定され、利用されたサービス量にかかわらず、それ以上の負担は必要ありません。

【別表1】

区 分	世帯の収入状況	1ヶ月あたりの負担 月額上限
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯で、サービスを利用するご本人の収入が80万円以下である方	
低所得2	市町村民税非課税世帯 例) 3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、概ね300万円以下の収入 例) 単身世帯で障害基礎年金以外の収入が概ね125万円以下の収入	
一般1	市町村民税課税世帯（20歳未満）	9,300円
一般2	市町村民税課税世帯	37,200円

〔高額障害福祉サービス費について〕

障害者の場合は、障害者と配偶者の世帯で、障害福祉サービスの負担額（介護保険も併せて利用している場合は、介護保険の負担額も含む。）の合算額が基準額を超える場合は、高額障害福祉サービス費が支給されます。（償還払いの方法によります。）

(4) 利用料金・費用のお支払方法

前記(1)(2)(3)の料金・費用は、当月末日精算し、ご請求いたしますので、翌々月10日払いです。（金融機関がお休みの場合は翌営業日）

＜支払い方法＞

- ・ご指定金融機関の口座から自動引落としでお願いします。
- ・施設指定の金融機関の口座に振込んでいただく場合

- 伊予銀行 堀江支店 普通預金 1106734
社会福祉法人 福角会 松山福祉園 理事長 山崎 隆
- 愛媛銀行 本店営業部 普通預金 0907339
社会福祉法人 福角会 松山福祉園 理事長 山崎 隆

8. 利用に際しての留意事項

来訪・面会	原則として、就寝から起床までの時間以外、日中については事務所又は支援員・指導員に、夜間については夜勤者にご連絡下さい。尚、ご家族以外の方については、利用者ご本人との関係をお尋ねする場合があります。
外出・外泊	支援に支障がなければいつでもできます。支援員・指導員、又は事務所等にご連絡下さい。
嘱託医師以外の医療機関への受診	より専門科への受診が必要と判断された場合は、受診が継続的になる場合や遠方への受診等は、ご家族に協力いただく場合があります。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備・器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
飲 酒	成人の方は希望によりできます。ただし、過飲等で他の利用者に迷惑となる場合や健康上の理由で制限させていただく場合があります。
喫 煙	成人の方は希望によりできます。ただし、所定の場所での喫煙と、健康上の理由により制限させていただく場合があります。
宗教活動・政治活動・営利活動	利用者ご本人の信仰等は自由ですが、他の利用者に対して政治・営利を含めた活動等ご遠慮下さい。
貴重品管理	利用者ご本人の責任において管理していただきます。金銭管理等につきましては、自己管理ができない方は預り金管理サービスをご利用いただきます。
動物の飼育	動物の飼育は自由ですが、他の利用者の迷惑になる恐れがあります。事前にご相談下さい。
危険物等	危険物の持ち込みは禁止いたします。

9. 嘱託医師及び協力医療機関等

○ 嘱託医師

医 師 名	科 名	所 在 地	電話番号
越智麻里奈	精神科・内科	松山市福角町甲1582（堀江病院）	089-978-0783

○ 協力医療機関

医療機関名	科 名	所 在 地	電話番号
堀 江 病 院	精神科・内科	松山市福角町甲1582	089-978-0783

や の な い か 矢 野 内 科	な い か 内 科	まつやましひがしながと ちょうめ 松山市東長戸1丁目10-18	089-922-5522
やまもとせいけいげ か 山本整形外科	せいけいげ か 整 形 外 科	まつやましうちみやちよう 松山市内宮町533-4	089-979-5151
まことしかくりにつく まこと歯科クリニック	し か 歯 科	まつやましふくずみちよう 松山市福角 町 5 3 8 - 1 0	089-978-7677
やまなかないか しょうかまかないか 山中内科・消化器内科	な い か 内 科	まつやましうちみやちよう 松山市内宮町558-1	089-978-7611

じゅしんいりようきかん
○受診医療機関

いりようきかんめい 医 療 機 関 名	か め い 科 名	所 在 地	電話番号
あいの大学医学部附属病院	ぜ ん か 全 科	とうおん し しづかわ 東温市志津川	089-964-5111
えひめけんりつちゅうおうびよういん 愛媛県立中央病院	ぜ ん か 全 科	まつやまし かす がまち 松山市春日町83	089-947-1111
まつやませきじゅうじびよういん 松山赤十字病院	ぜ ん か 全 科	まつやまし ぶんきようちよう 松山市文京町1	089-924-1111
みなみまつやま びよういん 南松山 病院	ぜ ん か 全 科	まつやまし あ そ だ 松山市朝生田1-3-10	089-941-8255
えひめせいきようびよういん 愛媛生協病院	ぜ ん か 全 科	まつやまし き し ちよう 松山市来住 町 1091-1	089-976-7001
お か も と げ か 岡 本 外 科	げ か いちようか 外科・胃腸科	まつやまし たかざちよう 松山市高木町255-1	089-978-2282
そ が め ひ ふ か 十 亀 皮 膚 科	ひ ふ か 皮 膚 科	まつやまし どうごまち 松山市道後町1-6-30	089-943-5067
まるやまじ びいんこうか ひふか 丸山耳鼻咽喉科・皮膚科	じ び か ひふか 耳鼻科・皮膚科	まつやましうちみやちよう 松山市内宮町543-1	089-960-4111
さ な だ 眼 か さなだ眼科	が ん か 眼 科	まつやましひがしながと 松山市東長戸1-8-6	089-926-3377
さかいさんふじんか 酒井産婦人科	さんか ふじんか 産科・婦人科	まつやましうちみやちよう 松山市内宮町512-9	089-978-3888
光澤 谷 デンタルクリニック	し か 歯 科	まつやまし おがわこう 松山市小川甲200-1	089-994-3777
えひめけんこうくわほけんせんたー 愛媛県口腔保健センター	し か 歯 科	まつやまし やないまち 松山市柳井町2-6-2	089-932-5047
にのみやきようせい し か 二宮 矯正 歯科	きようせい し か 矯 正 歯 科	まつやまし ちふねまち 松山市千舟町7-10-1	089-921-3111
はらじゅんかんきか ないか 原循環器科・内科	じゅんかんきか ないか 循環器科・内科	まつやまし いわいだに 松山市 祝 谷2-12-32	089-917-7755
かわたに せいけい げ か 川谷 整形 外科	せいけい げ か 整 形 外 科	まつやまし つねたけこう 松山市常竹甲379-1	089-997-7800
うめおか しんけいクリニック	てんかん がいらい てんかん外来	まつやまし にぼんちよう 松山市二番 町 3-8-21	089-913-0133
まつやま きねん びよういん 松山 記念 病院	せ い し ん か 精 神 科	まつやまし みさわ 松山市美沢1-10-38	089-925-3211
なごみほすびたる 和ホスピタル	せ い し ん か 精 神 科	まつやまし やなぎはら 松山市柳 原739	089-992-0700
こころのクリニックたちばな	しんりょうないか せいしんか 心療内科・精神科	まつやまし しのめちよう 松山市東雲 町 2-2	089-933-7700
わたなべ ひ にようきか ないか 渡部泌 尿器科 内科	ひ にようきか ないか 泌尿器科・内科	まつやまし やまごえまち 松山市山越町445-1	089-922-7088

ひじょうさいがいじ たいおう
10. 非常災害時の対応

ひじょうじ たいおう 非常時の対応	べつと さだ ぼうさいけいかく たいおう 別途に定める防災計画により対応します。
ぼうかかんりせきにんしや 防火管理責任者	いしまる ゆうさく 石丸 雄策
ひ な ん くんれん 避 難 訓 練	しょうぼうほう さだ つき1 かい くんれん りようしや ほんにんさんか うえじつし 消防法に定められた月1回の訓練を利用者ご本人参加の上実施
ぼうさいせつび 防 災 設 備	ひなんかいだん ひなんぐち ぼうかど すぶりんく らーせつび じどうかさいつうほうそうち 避難階段・避難口・防火戸・スプリンクラー設備・自動火災通報装置 ろうでんかさいけいほうき ひじょうけいほうせつび ひなん き ぐ きゅうじよぶくろ ゆうどうとう ゆうどうひようしき 漏電火災警報器・非常警報設備・避難器具(救助袋)・誘導灯・誘導標識 ぼうかようすい ひじょうでんげんせつび しょうかき びちくひん 防火用水・非常電源設備・消火器・備蓄品

1.1. 緊急時の対応

サービス中に利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する、または、救急病院に搬送するなど必要な処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合など、必要に応じて下記の緊急連絡先へ速やかに連絡します。

① 主治医

医療機関名	堀江病院
住 所	松山市福角町甲1582
電 話 番 号	089-978-0783
主治医氏名	越智麻里奈

② ご家族緊急連絡先

氏 名	続柄
住 所	
電 話 番 号	

1.2. 要望・苦情等申立先並びに虐待防止に関する相談窓口及び身体拘束について

(1) 要望・苦情申立先

事業所は提供した障害者支援施設に関する利用者及びその家族からのご要望・苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置しています。

① 事業所内の受付窓口

担当名	職名・役職名	氏 名	住 所	電話番号
受付担当	松山福祉園係長	今宿麻利恵	松山市権現町甲141	089-979-4566
第三者委員	福角会監事	川中 国和	松山市北条辻637-11	089-993-3104
	福角会評議員選任・解任委員	よろず きし お 萬 喜志男	松山市福角町甲633-1	089-979-0805
解決責任者	松山福祉園園長	芳野 たえ 妙	松山市権現町甲141	089-979-4566

② 行政等の受付機関

機 関 名	住 所	電話番号
愛媛県 保健福祉部障がい福祉課	松山市一番町4-4-2	089-941-2111
松山市 福祉事務所・障がい福祉課	松山市二番町4-7-2	089-948-6849
愛媛県社会福祉協議会 運営適正化委員会	松山市持田町3-8-15	089-998-3477

(2) 虐待防止に関する窓口

事業所は障害者支援施設の提供にあたり、従業者間相互において利用者に対して虐待、拘束等について防止します。また、事業所は利用者の権利・人権の擁護、虐待防止のため、責任者を設置する等必要な体制を整えとともに、虐待防止委員会を設置し従業者に対して、委員会での検討結果を周知し研修を実施する等の措置を講じます。

① 事業所内の受付窓口

担当名	氏名	住所	電話番号
虐待防止責任者	今宿麻利恵	松山市権現町甲141	089-979-4566

② 行政等の受付機関

機関名	住所	電話番号
愛媛県障がい者権利擁護センター	松山市一番町4-4-2	089-933-1577
松山市障がい者虐待防止センター	松山市二番町4-7-2	089-948-6849

(3) 緊急やむを得ない身体拘束について

事業所は原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合等の利用者本人または他の利用者等の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、下記の項目すべてに該当していると判断した場合、緊急やむを得ず必要最小限の範囲内で身体拘束を行う場合があります。その場合、利用者・家族に対して説明し同意を得たうえで実施します。また、身体拘束等の対策を検討する委員会を定期的に開催し、従業員に対して、委員会での検討結果を周知し研修を実施する等の措置を講じます。

切迫性	利用者本人または他の利用者等の生命身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に、代替する支援方法がない場合
一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的である場合

身体拘束を行った場合、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また、身体拘束その他の行動制限を早期解除することを目標に検討委員会を随時開催することをお約束します。なお、身体拘束等の適正化のための指針については、「社会福祉法人福角会人権侵害防止に関する規程」に記載の通りです。

1.3. 個人情報保護に関する相談の受付・記録及び情報管理について

担当名	氏名	住所	電話番号
個人情報保護管理者	芳野たえ妙	松山市権現町甲141	089-979-4566

(1) 従業員は個人情報の保護に努め、業務上知り得た個人情報（利用者または家族の秘密など）について在職中のみならず退職後においても他にもりません。

(2) 利用者へのサービス向上に関する事業所におけるサービス会議や他の事業所との連絡調整及び緊急時における病院等への連絡などにおいて情報提供が必要となる場合があるため、それらについては別紙個人情報使用同意書に基づき対応致します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

＊閲覧・複写ができる窓口業務時間は、午前9：00～午後5：00です。

(3) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそつた対応を行います。ただし、市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は、利用者の同意（「個人情報同意書」による）に基づき情報提供を致します。

(4) 実習生及びボランティアの受け入れ施設であるため、その期間中に必要に応じ個人情報を提供場合があります。

わたし ほんしょめん もと
私は本書面に基^{もと}づいて、これから利用^{りよう}する指定障害者支援施設^{していしょうがいしやしえんしせつ}の重^{じゅうよう}要^{じこう}な事項について、
まつやまふくしえん しょくめい
松山福祉園 職名 _____ 氏名 _____ から説明^{せつめい}を受けました。
ほんしょめん ふようぎむしやとう たちあ せつめい う ばあい たちあいにんらん しょめいおういん
本書面について、扶養義務者等の立会^{たちあ}いにて説明^{せつめい}を受ける場合は、立会人欄^{たちあいにんらん}に署名押印^{しょめいおういん}するもの
とします。

れいわ ねん がつ にち
令和 年 月 日

りようしや
利用者
じゅう しょ
住 所 _____

し めい
氏 名 _____ 印

たちあいにん
立会人
じゅう しょ
住 所 _____

し めい
氏 名 _____ 印

りようしや かんけい
利用者との関係 ()

とうじぎょうしょ していしょうがいしやしえんしせつ さーびす ていきよう
当事業所は、指定障害者支援施設サービス^{ていきよう}の提供にあたり、本書面^{ほんしょめん}に基^{もと}づいて、重^{じゅうよう}要^{じこう}事項について説明^{せつめい}いたしました。

じぎょうしょ
事業所
しょざいち えひめけんまつやましごんげんちょう ばんち
(所在地) 愛媛県松山市権現町 1 4 1 番地
な しょう ま つ や ま ふ く し えん
(名称) 松 山 福 祉 園
えん ちやう よ し の たえ いん
園 長 芳 野 妙 印